

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

本市は、明治後期から全国でも屈指の商工業都市として発展し、姫路城には陸軍が置かれるなど軍都としても発展した。しかし、昭和20年（1945）6月及び7月の二度にわたる空襲により、内曲輪の建造物は焼失を免れたものの、中曲輪、外曲輪などの市街地の多くが灰塵に帰した。終戦により城周辺の軍用地はその役割を終え、残された広大な空地には、戦災罹災者や引揚げ者のための応急住宅、商店が建設され、南部土塁周辺への不法占拠や密集バラック街が出現することとなった。その後、市営姫山住宅や県営本町住宅などが整備されたが、それ以外の部分は自然発生的に市街地が形成されていった。

戦災復興の取組みのなかで、姫路城周辺地域は市の中心としての役割を担うこととなり、市役所をはじめ、国、県、市の公共施設や学校が集中立地し、官庁・文教地区としての形を整えていった。しかしながら、これらは姫路城にふさわしい周辺地域の整備という点では、多くの課題を残すこととなった。

このように、本市においても他都市と同様に都市開発が進められたが、昭和26年（1951）に大天守など8棟の建造物が国宝に、昭和31年（1956）には中曲輪の一部を除く区域が特別史跡に指定されるなど、姫路城の文化財としての重要性や認知度が高まるにつれ、現存する建造物の保存だけでなく、その周辺も特別史跡にふさわしい地域として整備することが求められるようになった。そのため、本市ではこれまでに以下のような方針・構想・計画を策定し、それらに基づいて姫路城の保存を図ってきた。

1. 特別史跡姫路城跡整備管理方針の策定

本市の中心市街地に位置する姫路城において、戦後の混乱期の緊急避難的な応急処置のままの状態を解消すべく、昭和42年（1967）に特別史跡の管理団体である本市が中心となり、文化庁、大蔵省（現財務省）、兵庫県の四者により「特別史跡姫路城跡周辺地区整理促進連絡協議会」を結成し、昭和44年（1969）6月には「特別史跡姫路城跡整備管理方針」（「四者協定」）を策定した。その後、「四者協定」に沿って市庁舎をはじめ多くの官庁や公共施設の移転を促進し、公園化を中心とした姫路城跡の整備が図られることとなった。

2. 特別史跡姫路城跡整備基本構想の策定

「四者協定」に基づく整備に伴い姫路城の特別史跡内の空地化及び公園化が進むにつれ、町並みなどの歴史的景観、環境の保全を求める声やまちづくりに対する市民の関心が高まることとなった。それを受け、今後の特別史跡のあるべき姿を検討するため、昭和60年（1985）に「特別史跡姫路城跡整備基本構想策定協議会」（学識経験者9人、文化庁、建設省（現国土交通省）、大蔵省（現財務省）、兵庫県及び本市の行政機関に市民代表を加えた17人で構成）を発足し、翌昭和61年（1986）11月に「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（「旧基本構想」）を策定した。

3. 特別史跡姫路城跡整備基本構想の改定

「旧基本構想」に基づく整備が進む中、平成5年（1993）に姫路城が日本で最初に世界遺産一覧表に記載されるなど、社会経済情勢の変化により姫路城を取り巻く状況が大きく変化した。また、美しい自然や長い歴史と伝統、優れた文化や芸術が評価されるようになり、地域の活性化策として、地域の魅力の一つである文化財を活用することが重要視されるようになってきた。

このような状況のもと「世界遺産姫路城」の保存継承、国際的観光拠点としての周辺整備など、姫路

城とともに暮らすまちのグランドデザインを示すことを目的として、平成 20 年（2008）3 月に旧基本構想を改定し、新たに「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（「基本構想」）を策定した。

4. 特別史跡姫路城跡整備基本計画の策定

「基本構想」の策定を受け、特別史跡及び世界遺産姫路城のバッファゾーン等における保存管理、整備活用及び景観誘導について、「基本構想」に掲げる理念を具体化することを最大の目的に、平成 23 年（2011）3 月に「特別史跡姫路城跡整備基本計画」（「整備基本計画」）を策定した。

また、整備基本計画に基づき、特別史跡にふさわしい施設の整備を検討するため、平成 27 年（2015）10 月に「姫路城跡中曲輪施設整備方針」（「施設整備方針」）を策定した。

5. 姫路城重要文化財建造物等保存活用計画の策定

前述までの計画により、特別史跡等の保存・整備が行われてきたが、姫路城の国宝及び重要文化財に指定された建造物（国指定建造物）についても、継続して保存修理が行われてきた。大天守については、前回修理から約 50 年が経過し、瓦や漆喰の破損などが見られたことから、平成 21 年度（2009）から平成 26 年度（2014）にかけて、保存修理工事を実施することとなった。工事完了後の公開再開に向けて、姫路城に現存する国指定建造物の一体的な管理、保存活用の考え方を具体的に示し、本市の象徴的存在である姫路城を将来に向かって恒久的に保存継承していくための指針を定めるべく、平成 25 年（2013）8 月に「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画」（「建造物等保存活用計画」）を策定した。

6. 姫路城保存活用計画の策定

本市では、平成 23 年以降、「整備基本計画」及び「建造物等保存活用計画」に基づき、各事業を進めてきたが、「整備基本計画」の目標年次が間近に迫るとともに、平成 30 年（2018）の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）改正に伴い、文化財の保存活用計画の作成や文化庁長官による認定について明文化されるなど、文化財を取り巻く状況なども変化してきたことから、「整備基本計画」の改定を行うこととなった。

改定にあたり、世界遺産姫路城の保存継承は、特別史跡だけでなく、国指定建造物の保存活用とともに、周辺整備も欠くことのできない密接不可分な要素であることから、平成 25 年に策定した「建造物等保存活用計画」及び平成 27 年に策定した「施設整備方針」を吸収、統合し、「姫路城保存活用計画」に名称を改め、策定することとした。

なお、本計画の構成は、平成 27 年（2015）発行の「史跡等・重要文化的景観マネジメント事業報告書」（文化庁文化財部記念物課）に示された「史跡等保存活用計画」の標準となる構成を基本とし、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」の内容も反映し、策定している。

表：姫路城の管理及び整備に関する方針策定の経緯

昭和 44 年（1969）6 月	「特別史跡姫路城跡整備管理方針」（「四者協定」）の策定
昭和 61 年（1986）11 月	「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（「旧基本構想」）の策定
平成 20 年（2008）3 月	「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（「基本構想」）の改定
平成 23 年（2011）3 月	「特別史跡姫路城跡整備基本計画」（「整備基本計画」）の策定
平成 25 年（2013）8 月	「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画」（「建造物等保存活用計画」）の策定
令和 6 年（2024）●月	「姫路城保存活用計画」の策定

第2節 計画策定の目的

本計画は、文化財保護法に基づき作成するものである。本来、保存活用計画は史跡や建造物といった個々の文化財類型に応じて作成する計画であるが、姫路城の場合、他の文化財とは状況が大きく異なっていることを考慮する必要がある。

まず、本市のシンボルでもある連立式天守をはじめとした82棟もの建造物が、国宝・重要文化財に、約107ヘクタールの広大な範囲が特別史跡に指定され、かつ、それが市中心市街地の中央に位置している点が特異的である。我が国において、広大な特別史跡が中心市街地に存在し、そこに多数の国指定建造物が密集する例は他にない。加えて、姫路城は日本の城郭を代表し、人類の創造的才能を表す傑作として世界遺産に登録され、我が国が世界に対して未来に継承することを約束した存在という点も、特異な事情としてあげられる。

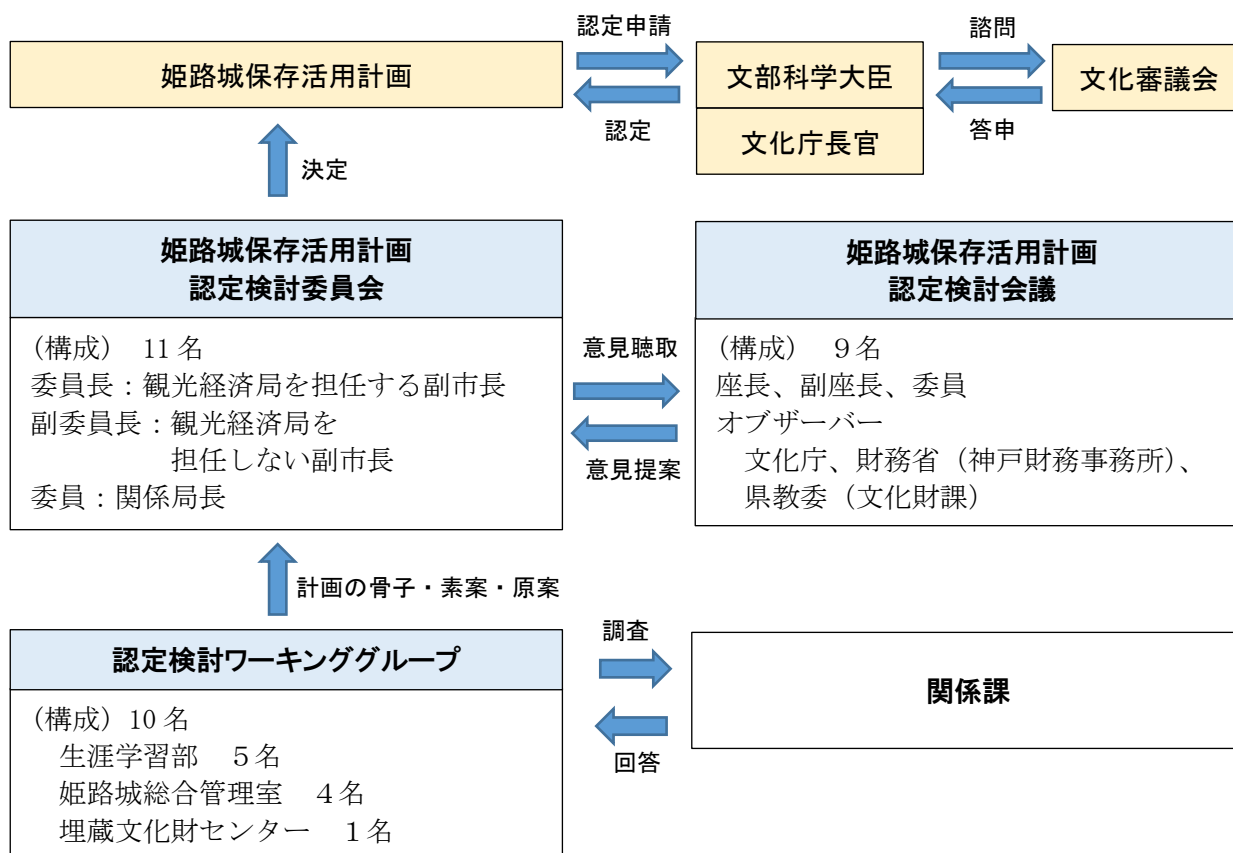
姫路城を保護し、その本質的価値を確実に継承するとともに、活用等を通じてその魅力を発信し、理解の促進に努めていくことは、本市に課せられた重要な責務である。それを実践していくためには「史跡」、「建造物」といった文化財類型毎ではなく、世界遺産姫路城として特別史跡と国指定建造物を不可分のものとして一体化した計画を作成し、姫路城とそれを取り巻く歴史と文化を活かした町づくりを進めていかなければならない。そのため、本計画は直接、姫路城に関わるものであるだけでなく、本市のあらゆる計画とも連動することとなる。

姫路城を守るには、社会状況や経済状況に左右されない持続可能な仕組みが欠かせない。それは周辺に暮らす人々が、姫路城を通じて誇りを高め、文化財への愛着を深め、文化財への関わりを自ずと深めることで、はじめて可能となる。姫路城の周りには、人々の暮らしがあり、そこには歴史の流れが形成してきた様々な文化財や景観が残る歴史と文化の香る空間が広がる。本計画は、特別史跡と国指定建造物の保存活用計画を一体化した上で、この空間を「姫路城のある歴史文化的空間」と定義し、文化財の保存と活用を通じて、空間を共有する全ての人と協働し、姫路城を将来に継承することを目的とする。

第3節 計画策定にかかる検討組織・経緯

第1項 検討組織

姫路城保存活用計画の策定にあたっては、以下の検討体制を整え、協議を行った。



図：姫路城保存活用計画検討体制

表：姫路城保存活用計画認定検討会議（外部検討組織）

役職	氏名	肩書等	専門分野等
座長	西村 幸夫	國學院大學教授	都市工学
副座長	田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館長	造園（石垣・城郭）
委員	今西 珠美	流通科学大学教授	観光
委員	上原 真人	京都大学名誉教授	考古学
委員	窪田 亜矢	東北大学教授	都市工学
委員	芳賀 一也	郷土史家	郷土史
委員	藤本 真里	兵庫県立大学教授	まちづくり
委員	麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	日本建築史
委員	村上 裕道	京都橘大学教授	文化財保護政策 文化財防災 文化財修理技術

オブザーバー

文化庁

財務省（近畿財務局 神戸財務事務所）

兵庫県教育委員会

第2項 検討の経緯

平成31年度(2019)から令和3年度(2021)にかけて、文化財保護法の改正に伴う文化庁による保存活用計画の認定を視野に入れ、「整備基本計画」の改定作業を行った。改定にあたっては、外部検討組織として、学識経験者や市民等の委員11名に文化庁、財務省、兵庫県教育委員会の職員をオブザーバーに加えた「特別史跡姫路城跡保存活用計画検討懇話会」(「懇話会」)を組織した。懇話会では、姫路城跡の歴史的経緯や保存、整備、活用の状況などを踏まえた上で、城郭建築・考古学・都市計画・観光等、様々な観点から特別史跡姫路城跡等の保存活用について検討を行った。

また、これまで長年の課題であった市立動物園のあり方を検討するに際し、「懇話会」には動物園や動物保全、生物多様性といった分野を専門とする委員がいなかったため、下部組織である「特別史跡姫路城跡保存活用計画検討専門部会」(「専門部会」)を設けることとし、「懇話会」の委員2名に、動物園や動物保全、生物多様性を専門分野とする2名を加え、動物園のあり方を検討した。専門部会では、史跡の保存活用や動物福祉の向上などの面から市立動物園の移転の方針が示され、「懇話会」においてもその方針が支持された。

これらの「懇話会」及び「専門部会」における検討を踏まえ、計画案を作成し、パブリックコメントの実施を経て、令和4年(2022)4月に「特別史跡姫路城跡保存活用計画」を作成し、計画の認定に向けて文化庁と協議を行った。加えて、平成25年に策定した「建造物等保存活用計画」が計画期間の満了を迎えることから、別途、計画の認定を意図した改定を検討したが、「世界遺産姫路城」保護の観点から、特別史跡と国指定建造物の密接な繋がりを明らかにし、両者の計画内容の整合を図る必要があることを鑑みて、それまで別個であった特別史跡と国指定建造物の計画を統合し、新たに「姫路城」の保存活用計画を策定し、文化庁の認定を受けることとした。

本計画の策定にあたっては、「認定検討ワーキンググループ」で本計画案を作成し、学識経験者等で構成する「姫路城保存活用計画認定検討会議」における意見を踏まえて、「姫路城保存活用計画認定検討委員会」で内容を決定した。会議の開催日及び主な議題は以下の開催概要のとおりである。

表：姫路城保存活用計画認定検討会議開催概要

開催日	議題
令和5年(2023)2月6日	・今後のスケジュールについて ・建造物・史跡の保存活用計画の統合について ・変更箇所等について(目次、対象区域、各曲輪の区域分け、諸要素の特定)
令和5年7月2日	・現地視察 ・前回以降の経緯について ・姫路城保存活用計画第1章～第5章の内容確認について ・今後のスケジュールについて
令和5年10月16日	・今後のスケジュールについて ・姫路城保存活用計画第1章～第5章の修正について ・姫路城保存活用計画第6章、第7章の内容確認について
令和5年12月23日	・姫路城保存活用計画第1章～第7章の修正について ・姫路城保存活用計画第8章～第13章の内容確認について
令和6年(2024)3月29日	・姫路城保存活用計画認定検討委員会について ・庁内照会について ・指摘部分の修正及び追記について
令和6年5月19日	・指摘部分の修正及び追記について ・用語解説について

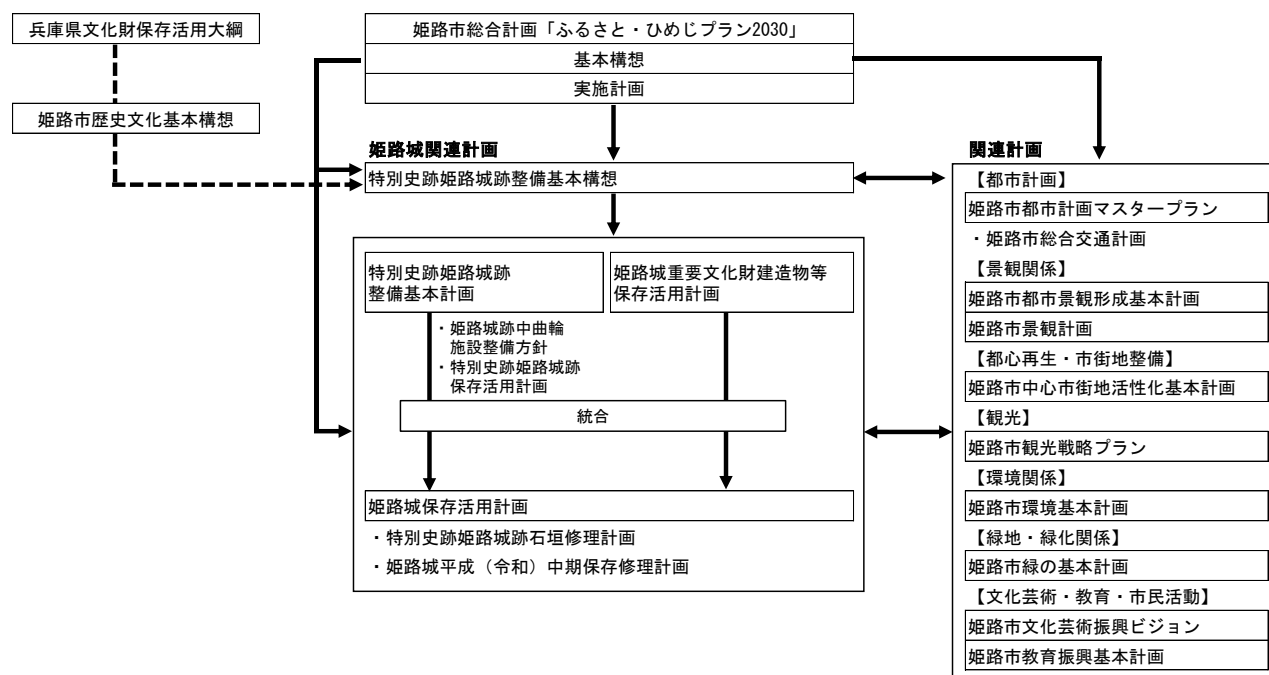
第4節 計画の位置付け

第1項 計画の位置付け

本計画は、「基本構想」に基づき、特別史跡、国指定建造物及び世界遺産姫路城のバッファゾーンの一体的な保存管理、活用、整備及び運営体制にかかる現状と課題の整理及びその対応策について明示し、本市の象徴的存在である姫路城を将来に向かって恒久的に保存継承していくための指針である。

このため、本計画では、上位計画である「姫路市総合計画（令和3年策定）」との整合性を図りつつ、姫路城が位置する都心部における都市基盤の充実、都市景観の創出、姫路城の保存継承及び周辺地域における景観保全などに関する施策との調和を保つよう配慮している。

また、国指定建造物等の保存継承の指針を定めた「建造物等保存活用計画」及び中曲輪に存する施設の整備方針を定めた「施設整備方針」を姫路城保存活用計画に吸収、統合し、地域の歴史文化遺産の保存・活用の指針を定めた「兵庫県文化財保存活用大綱（令和2年（2020）策定）」及び「姫路市歴史文化基本構想（平成24年（2012）策定）」のほか、計画対象区域に関係の深い「姫路市都市計画マスタープラン（平成27年改定）」、「姫路市景観形成基本計画（平成19年（2007）改定）」、「姫路市中心市街地活性化基本計画（令和2年策定）」などの分野別計画等との整合性を図るとともに、互いに連携することにより、対象区域における都市基盤の充実と姫路城のあるべき姿の創出に資することとしている。



第2項 他計画との関連

1. 上位計画

(1) 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」(令和3年3月策定)

本市では、姫路市まちづくりと自治の条例(平成25年姫路市条例第51号)で総合計画の策定について定めており、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」は、本市が直面する課題や社会経済情勢の変化を踏まえ、今後10年間(令和3年度～12年度(2021～2030))で目指す姫路(まち)の姿と、その実現に向けたまちづくりの目標や方向性を示し、協働してまちづくりに取り組むための指針となるものである。

福祉や教育、産業、防災、生活の基盤となる道路や施設づくりなど、本市のあらゆる分野のまちづくりに関わる市の最上位計画であり、基本構想と実施計画の2つで構成されている。

基本構想においては、本市が目指す「都市ビジョン」として「ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路」をその都市像として掲げ、その実現に向けた「行動指針」、都市ビジョンを具体化した9つの「分野目標・政策」を示し、実施計画では、基本構想で示すまちづくりの方向性に基づき、市が取り組む施策や事業、政策の進捗を測る指標・目標値を示している。

姫路城は文化、観光、景観などさまざまな施策に関連するが、特に「歴史文化遺産の保存・継承と活用」を掲げ、保存活用に努めるとされている。

2. 姫路城関連計画

(1) 兵庫県文化財保存活用大綱(令和2年3月策定)

現在、我が国では人口の一極集中や少子高齢化に伴い、各地で地域の担い手不足が顕在化し、貴重な歴史文化遺産の保存や滅失・散逸等の防止が喫緊の課題となっている。このような文化財を取り巻く厳しい社会情勢を背景に、平成30年6月の文化財保護法改正に伴い、都道府県では文化財保存活用大綱の策定が、市町村では文化財保存活用地域計画の作成と文化財保存活用支援団体の指定等が制度化された。兵庫県文化財保存活用大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づき、兵庫県が市町村や関係機関、民間団体等とともに、国の支援を受けながら、地域の歴史文化遺産を未来へ伝えていくため、その保存と活用を推進するための指針を定めたものである。

保存活用計画は、当該大綱と整合性のとれたものである必要がある。

(2) 姫路市歴史文化基本構想(平成24年3月策定)

本市の歴史文化遺産について、総合的に把握し、その特性を捉えつつ、将来に受け継ぐべき方向性を示すマスタープランである。

市域に伝わる歴史文化遺産を悉皆的に調査・抽出し、総合的に把握した上で、調査により抽出した歴史文化遺産について、大きく、原始、古代、中世、近世、近代という時間軸に基づきテーマを設定している。

このテーマのもとで、文化遺産相互が持つ関連性に着目し、「関連文化財群」という一定のグループの分類を行い、「関連文化財群」相互の関連性により一体的に保存活用すべき広がりとして「歴史文化保存活用地区」を市域全域に設定している。

さらに、文化遺産を保存、継承するための基本的な考え方と将来に向けての整備、活用のあり方を明らかにすることで、それぞれの地域における文化遺産をまちづくりの核として、また、観光資源として活用していくための基本的な方向性を示している。姫路城はテーマの一つである「近世の武家社会」の核となる文化財として位置付けられている。

3. 関連計画

(1) 姫路市都市計画マスタープラン（平成 27 年 3 月改定）

姫路市都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定されており、同法に基づき本市が定める土地利用規制や各種施設計画の決定・変更の指針となるほか、社会資本総合整備計画の上位の方針として位置付けられている。

都市計画マスタープランでは、市民・事業者等の理解と協力の下、雇用を創出する産業の振興、定住化を促進する生活環境の整備を図るため、その前提となる土地利用や市街地形成等について具体的な将来像を定めている。また、道路、公園、下水道等の施設整備の課題への対応として、中長期的な取組みの方向を示している。

姫路城を含む地域は、「歴史を育み、賑わいと感動あふれる中心商業都市」をテーマに、姫路城などの歴史的資源を生かした国際観光都市の構築、地域の特性を生かした回遊性の高い都心形成や播磨の中核都市にふさわしい魅力と活力ある都心形成を図ることとされている。

(2) 姫路市総合交通計画（令和 3 年 7 月策定）

姫路市総合交通計画は、社会的情勢の変化や本市特有の交通課題への対応とともに、交通環境が大きく変化しようとしている現況の中で、将来のまちづくりの方向を見据えた交通体系を構築し、公共交通を中心とした総合的な交通計画である。

本市における交通の方向性と具体的な施策を示すもので、本市において交通政策を推進する際のマスタープランに位置付けられている。

姫路城の立置する都心・中心市街地は、都心部でのにぎわい創出とともに、市民生活の利便性や市内外からの来訪者がアクセスしやすい交通環境が求められており、既存交通の維持・充実を図りながら、先進技術や次世代モビリティサービスなども活用し、多様な交通を選択できる交流拠点都市として交通環境の充実を図ることを基本方針としている。

(3) 姫路市都市景観形成基本計画（平成 19 年 3 月改定）

姫路市都市景観形成基本計画は、姫路市都市景観条例（昭和 62 年姫路市条例第 5 号）に基づいて昭和 63 年（1988）3 月に策定されており、本市の景観形成の基本的な方向を明らかにするとともに、関連する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となるものである。また、市民、事業者、行政などが参画と協働により景観形成を進めるための指針としての役割を担っている。

姫路城は、世界遺産として貴重であるばかりでなく、全市的な景観核でもあり、大手前通りの風格ある景観と一体となって本市を代表する都市景観核を構成している。特別史跡とその周辺地域は、姫路城を核に丘陵、水辺、道路、歴史的町並み、住宅地など多様な景観特性を有していることから、市民のシンボルゾーンとして多様な地区特性を生かしつつ、姫路城と調和した落ち着いた景観を形成するゾーンとされている。

(4) 姫路市景観計画（平成 20 年 4 月策定、令和 3 年 4 月変更）

姫路市景観計画は、本市の多種多様な地域資源や地域特性を生かし、魅力ある美しいまちをつくり上げ、市民、事業者、行政等の参画と協働により推進し、姫路らしいすばらしい景観を将来に引き継いでいくため、「愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち」をテーマに、姫路市都市景観形成基本計画に即し、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条の規定に基づく景観計画として策定された。

姫路城とその周辺市街地は、重点的に景観形成を図る「都市景観形成地区」や「歴史的町並み景観形成地区」、姫路城への眺望及び姫路城からの眺望に配慮し、姫路城に調和する美しく落ち着いた姫路のシンボルにふさわしい地域景観の形成を目標とする「風景形成地域」に定められている。

（５）姫路市中心市街地活性化基本計画（令和２年４月策定、令和６年３月変更）

姫路市中心市街地活性化基本計画は、「国内外の人々が行き交い愛され、市民が愛着をもつ城下」を基本テーマに、① 行きたい城下―国内外の人々が訪れるまちづくりー、② にぎわう城下―人々が集い回遊するまちづくりー、③ 住みたい城下―人々が安心して暮らしやすいまちづくりー、④ 市民が主役の城下―市民が躍動できるまちづくりーの４つの基本的な方針を設定し、各種事業の実施を通じて中心市街地の活性化を図る計画である。

姫路城周辺は、姫路城と調和する美しい風景の形成を目指し、公的及び民有地の空間において、統一的で美しい景観形成と効果的な規制・誘導を推進するとともに、集客力の向上を目指し、公民協働による観光・集客系ソフト事業を実施するエリアとされている。

（６）姫路市観光戦略プラン（令和４年３月策定）

姫路市観光戦略プランは、「観光を通して、にぎわいと感動にあふれるまち 姫路」という将来像の実現を目指し、①観光コンテンツの磨き上げによる魅力向上、②観光客のニーズを踏まえた受入環境の整備、③効果的なプロモーションによる誘客推進、④国際会議観光都市・MICE都市の推進、⑤観光を活かした産業振興・地域づくりの推進の５つの戦略のもと、観光施策を展開する計画である。

姫路城は本市の観光の拠点として、更なる活用を通じ、姫路城の文化的価値を高めるとともに、周辺の文化施設、観光事業者、商店街等と連携し、魅力向上を図るとされている。

（７）姫路市環境基本計画（令和３年３月策定）

姫路市環境基本計画は、姫路の環境をみんなで守り育てる条例（平成13年姫路市条例第6号）第3条に掲げる基本理念を実現するにあたり、同条例第9条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市の環境施策の基本的指針として策定された計画である。

美しく豊かな自然や播磨の風土に育まれた歴史文化など、かけがえのない地域の資源をよりよいかたちで次世代に継承するため、循環と共生による社会を形成し、自然と人が調和した持続可能な環境にやさしいまちを目指している。

姫路城については、保存管理とともに、歴史文化資源の活用を図るとされている。

（８）姫路市緑の基本計画（令和３年３月改定）

緑の基本計画とは、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として位置づけられた、中長期的な展望も踏まえた緑に関する総合的な計画である。

姫路市緑の基本計画は、「緑とふれあい、人がつながる 住みよい都市づくり」という基本理念のもと、多様な効用をもつ「緑」を都市の中に市街地と調和した形で保全・整備し、市民・企業等と連携・協力しながら、緑とふれあい、緑を通じて人がつながることのできる、住みよい都市づくりを目指す計画である。

特別史跡内にある姫路公園については、姫路城を核とした歴史的景観と水と緑が調和した市中心部の公共空間にふさわしい利用環境の整備と維持を図る拠点の一つとされている。

(9) 姫路市文化芸術振興ビジョン（令和3年3月策定）

姫路市文化芸術振興ビジョンは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づく「地方文化芸術推進基本計画」として位置付けられており、「文化芸術新拠点の形成と歴史文化の継承」という基本目標のもと、「文化を支える環境づくり」、「文化を担う人づくり」、「文化芸術を未来に活かす」の3つの基本方針を掲げ、文化芸術の振興を図り、市民文化の一層の発展を目指す計画である。

姫路城周辺では、施策の柱の一つである「地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用」に関わる事業として、建造物、石垣の保存修理や史跡の整備、匠の技の継承に取り組むとともに、姫路城と調和した景観形成の誘導に取り組み、市民の景観形成への意識の醸成を図る取り組みを推進することとされている。

(10) 姫路市教育振興基本計画（令和2年3月策定）

姫路市教育振興基本計画は、姫路市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、教育基本法（平成18年法律第120号）に定められた「教育振興基本計画」に位置付けられている。

「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」を基本理念とし、知・徳・体の調和がとれ、夢や志を持ち、自ら学び続ける自立した人間、ふるさとを愛し、社会の持続的な発展のために連携し、協働できる人間、互いの伝統や文化を尊重し、多様な人々と共生する人間の育成を目指し、学校教育の充実や生涯学習社会の構築に取り組む計画である。

姫路城については、本質的価値を保護しながら保存修理に必要な技術の伝承に努めるとともに、他部門と連携して活用を図りながら、未来に引き継いでいくこととしている。

また、専門的な調査や研究成果の公開などにより、姫路城の魅力を広く国内外に発信するとともに、日本の城郭及び世界遺産姫路城の魅力を学ぶ機会を提供することにより、市民のふるさと姫路への意識及び誇りを高めていくことを目標としている。

第 5 節 計画の対象とする区域及び実施

第 1 項 計画の対象とする区域

姫路城の保存活用について検討するにあたっては、その価値の主たる部分である「特別史跡姫路城跡」の指定範囲を計画の対象とする区域（計画区域）とすべきところである。しかし、特別史跡の指定範囲は、同時に「世界遺産姫路城」のプロパティ（資産）でもあり、その周囲のバッファゾーン（緩衝地帯）についても保護の措置を図る必要がある。

また、姫路城は、城下町も一体に堀で囲い込んだ「総構え」の城郭であり、外曲輪には武家屋敷のほか、町屋や社寺が配置されていた。敵に攻められた際には、それらを利用した防御の仕組みが設けられるなど、外曲輪は姫路城を理解する上で重要な区域であった。更に外堀の外側にも姫路城の外町が広がっており、姫路城周辺地域の歴史やかつての町並みを伝える重要な地域である。

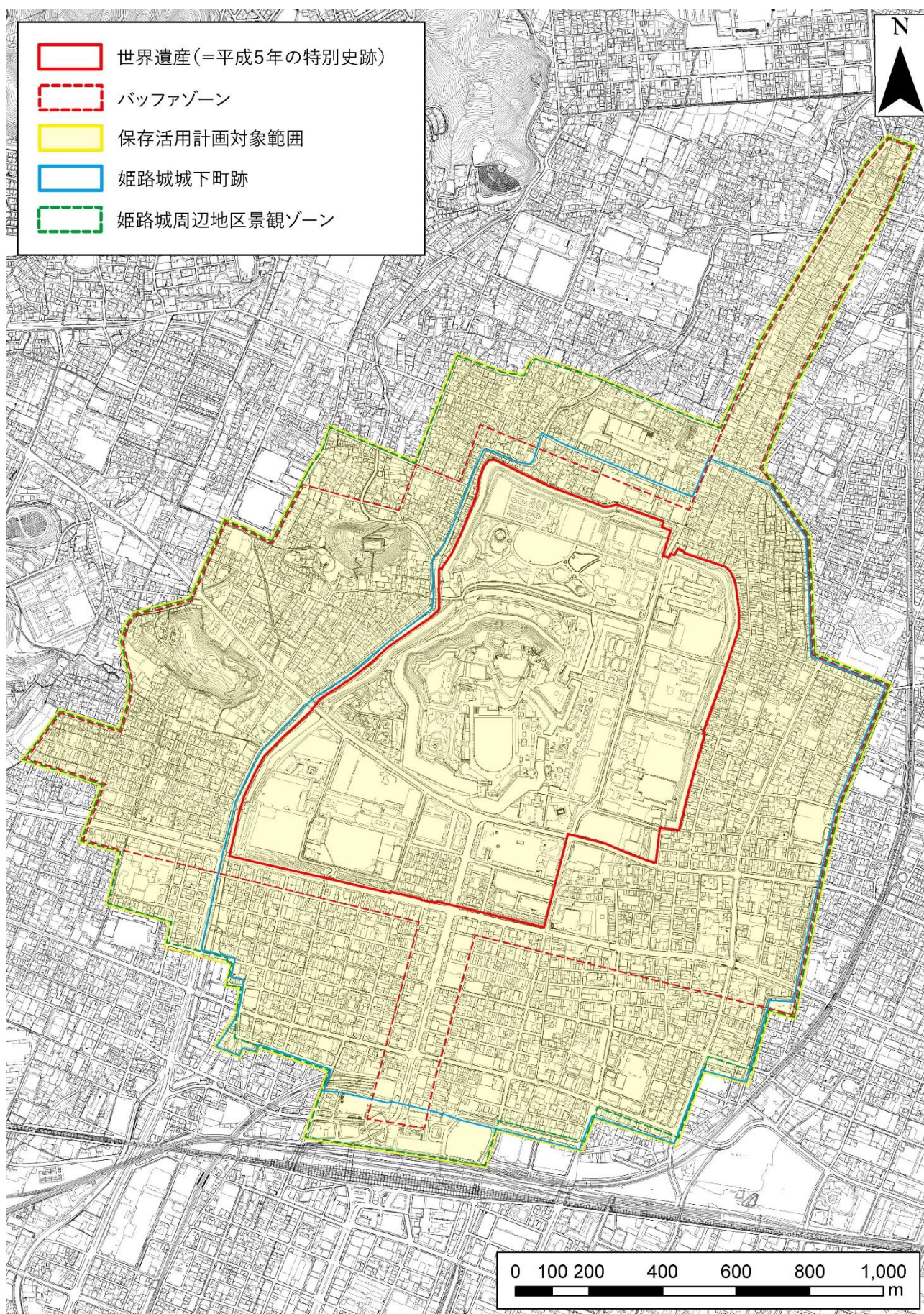
以上により、姫路城を総合的に保護するためには、特別史跡のみならず、周辺地域の保護の方向性も検討する必要があることから、これら地域を含む「姫路市都市景観形成基本計画」における「姫路城周辺景観形成ゾーン」の重点地区の区域を引用し、一部、周知の埋蔵文化財包蔵地である「姫路城城下町跡」の区域を加えた範囲を、本計画の計画区域とする。

第 2 項 計画の作成者

姫路市 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

第 3 項 計画の実施

姫路城保存活用計画は、令和 7 年（2025）4 月 1 日から令和 17 年（2035）3 月 31 日までの 10 年間とし、計画の進捗、課題等の状況に応じて、改定の検討を行う。



図：計画区域